

令和元年度(2019年度) 第1回北海道大規模小売店舗立地審議会 議事録

1 日 時 令和元年(2019年)8月2日(金)13:30~15:00

2 場 所 道庁本庁舎11階 共用会議室B

3 出席者 (1)北海道大規模小売店舗立地審議会委員

会 長 大平 義隆

委 員 田村 愛美

委 員 菊池 幸恵

委 員 内海 佐和子

委 員 中野 裕隆

委 員 宮原 進

委 員 波岡 和昭

委 員 小林 聖恵

(計8名)

(2)事務局(北海道)

経済部地域経済局長

鳴海 拓史

地域経済局中小企業課地域商業担当課長

斉藤 伸子

商業グループ主幹

今井 雄二

主任

小林 和哉

主任

菅野 貴大

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主査

豊川 敦洋

石狩振興局産業振興部商工労働観光課専門主任

斎藤 尚子

主事

千田 恵美

(計8名)

4 傍聴者 1名(うち報道関係者 1名)

5 議事

(1)報告事項

①大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

・事務局から平成30年度及び年度別の届出状況について報告。

②北海道大規模小売店舗立地審議会の調査審議状況等について

・事務局から各部会の審議状況について報告するとともに、各委員から内容の説明。

(2)意見交換等

・事前に委員から提出のあった項目について意見交換を行った。

(3)その他

・委員から全体を通しての意見があった。

6 議事要旨

○地域商業担当課長

・ 定刻になりましたので、只今から、令和元年度第1回北海道大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。委員の皆様には、時節柄お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

- ・ 私は、北海道経済部中小企業課の斉藤でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
- ・ さて、本日の出席ですが、委員 10 名中 8 名の御出席をいただいておりますので、北海道大規模小売店舗立地審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本審議会は成立しておりますことを御報告いたします。なお、委員及び事務局の出席者については、出席者名簿、配席図で御確認ください。
- ・ また、本審議会におきましては、道が定める「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」及び「北海道大規模小売店舗立地審議会における情報公開の取扱いについて」に基づき公開とし、議事録も北海道のホームページ等で閲覧に供しますことを御承知お祈りいたします。
- ・ 議事に入る前に資料の確認をします。(資料確認、省略)
- ・ 開会にあたり、経済部地域経済局長の鳴海から御挨拶を申し上げます。

#### ○地域経済局長

- ・ 道経済部地域経済局長の鳴海でございます。開催に当たり一言、御挨拶申し上げます。
- ・ 本日は、お忙しい中、また、猛暑が続く中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。
- ・ 大規模小売店舗立地法につきましては、平成 12 年に施行されて以来、道内においても 1,500 件を超える届出があったところであり、昨年度は 51 件の新設や変更の届出がありました。
- ・ この間、各部会では種々審議をいただき、大規模小売店舗の立地に伴う周辺的生活環境の保持に、格別の御指導をいただいておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。
- ・ さて、本道経済を取り巻く環境は、外国人観光客の増加や、個人消費についても回復基調にあり、7 月 31 日に発表のあった日銀札幌支店の経済概況では、北海道経済は「緩やかに拡大している」と上方修正されているところであります。  
一方で、地域商業を取り巻く環境は、人口減少やネット通販の拡大などにより、地方のスーパーや百貨店が撤退するなど、道民の暮らしへも影響が及んでいるところであります。
- ・ このため国では、商店街や中心市街地の活性化に向けた様々な支援策を講じておりますし、道といたしましても、「地域商業活性化条例」に基づき、昨年 4 月に第 2 期「地域商業活性化方策」施行したところであります。また、「地域貢献活動指針」のより一層の周知を図り、事業者などによる自主的な取組を促進するとともに、庁内関係部局をはじめ、国、市町村、関係団体と連携し、地域商業の活性化につなげたいと考えております。
- ・ 本日の審議会では、各部会における審議状況などについて御報告をいただき、今後の部会の円滑な運営に資するための情報・意見交換も予定しておりますので、忌憚のない御意見・御発言をお願いいたします。
- ・ 委員の皆様には、本道における大規模小売店舗立地法の適正な運用が図られますよう、引き続き、それぞれの御専門のお立場から御協力をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

#### ○地域商業担当課長

- ・ それでは議事に入ります。北海道大規模小売店舗立地審議会運営規程第 3 条により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は、大平会長、よろしくお願いいたします。

○議長

- ・ 会長の大平でございます。本日は、各地から御出席をいただきありがとうございます。  
この後の議事では、報告事項が2件と意見交換の場も用意しておりますので、忌憚のない、活発な御発言をお願いします。
- ・ それでは、早速ですが、議題の（1）、報告事項①「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について」を事務局から説明願います。

(事務局説明～省略)

○議長

- ・ ありがとうございました。只今の説明について、御質問等はございませんか。  
(質問なし)
- ・ それでは、次に進みます。報告事項②「北海道大規模小売店舗立地審議会の調査審議状況等について」を事務局から説明願います。

(事務局説明～省略)

○議長

- ・ 只今、事務局から、部会開催状況等について報告がありました。審議会運営規程第13条の規定による、部会長から会長への審議結果の報告は、資料3をもって充てることとなりますが、各部会から補足説明はありませんか。

○F委員

- ・ 昨年度は、資料に掲載の審議案件ではないのですが、昨年の審議会でもお話しした「A店」の案件について課題があり、振興局の部会事務局の方で御尽力いただいていたのですが、なかなか進展しない状況が続いていたところ、昨年度にようやく、当部会として一定の了解ができる内容を事務局より報告を受けました。事務局の尽力の成果だと感謝しています。この場をお借りして御報告いたします。
- ・ 昨年度の案件につきましては、只今事務局より報告のあったとおり、ドラッグストアの店舗であり、配慮された内容でしたので、特段報告はありませんが、後ほど、意見交換の中で皆さんに御相談したい事項がありますので、よろしく願いいたします。

○E委員

- ・ ただいまの報告を受けての感想なのですが、資料で、町内会に関する要望を出されていることについて、どこの市町村もそうだと思いますが、町内会活動が停滞している中で、大規模小売店舗が住宅地に立地する際に町内会活動に協力を求めることは必要な措置だと思いましたので、今後、当部会でもこの件を参考にしたいと思います。

○議長

- ・ 町内会活動が停滞する中で協力を求めるというお話ですが、具体的にはどんな協力が必要だと考えますか。

○E委員

- ・ 例えば、地域の奉仕活動に率先して参加していただくなど、大規模小売店舗が地域の活動を率先することで、町内会活動や地域の活性化に繋がるものと考えています。

○議長

- ・ 大規模小売店舗が町内会活動に参加することで、地域や街の活性化に繋がり、店舗自体も住民に受け入れられるということですね。具体的にどのような施策が有効だとお考えでしょうか。

○E委員

- ・ なかなかこれといったものは無いのですが、ある市の場合、町内会組織以外に、市民委員会という組織があり、地域活性化に取り組んでいますが、なかなかうまくいっていない現状ですので、市民委員会は無くてもよいと思っています。やはり、母体は町内会活動だと思っていますので、もっと活動を支援して、地域を盛り上げていかなければならないと考えています。やはり、地域を盛り上げるためには町内会活動が重要な役割を担っていると思いますので、活動を支援していかなくてはならないと考えます。

○議長

- ・ 広がりすぎますので、御意見として伺います。どこかで繋げてください。非常に貴重な御意見ありがとうございました。皆さんもこのお話は大切なことですので共有していきましょう。

○D委員

- ・ 意見なのですが、今の話について、そのとおりだと思います。大型店は町内会の法人会員として期待しています。ある市で町内会に関するいろいろな要綱を持っています。かつては大店法もありましたが、今は共同住宅などで町内会加入を必須とする規定もあります。もし、この法律を市で持つことになればそのような規定を作ると思います。会費を徴収したり、地域の祭りや清掃活動などに参加していただいたりすることを行政側から求めることは必要だと思いますし、ごく当たり前のことだと思います。

町内会の会員は減っていますし、地域の個人商店が閉店したところに大型店が立地するわけですから、町内会においても大型店が代わりを担うべきだと思います。

- ・ また、一番気になったのは駐車場についてです。資料で指針の必要台数に対して計画台数が少なく、半数のものもあります。こういった場合、届出上は理屈は通っていますが、実際に足りているかを道では確認しているのでしょうか。

○地域経済局長

- ・ 開店後に不足がないか、フォローアップしているかということでしょうか。

## ○D委員

- ・ はい。というのも、指針で求めている台数が本当に必要なのか疑問に感じています。もし、半分で足りるなら半分で良いのではないのでしょうか。

また、台数だけではなく、面積の問題もあります。限られた敷地内に店舗を建て、残りの敷地で必要台数分の駐車場を設けると窮屈になると思います。そういった技術的な確認・指導を道ではしているのでしょうか。

国土交通省では、「駐車場設計・施工指針」というものを出しています。ここで駐車マスの大きさや車路の広さなどが示されています。また、駐車場法もあります。駐車スペースが500平方メートル以上で有料の駐車場が対象で、商業施設も例外ではありません。無料であるから該当となっていないのだと思いますが、確認はできるはずです。出入口は交差点から離れているか、横断歩道から離れているか等、そういった技術的指導はされているのでしょうか。

例えば、我々が確認する際は、 $2.5 \times 6 = 15$ 平方メートル、これに車路を入れると25平方メートルで一台分を計算します。20台であれば500平方メートルとなり、これより敷地が広ければ余裕があると確認できます。

- ・ もう一点、他県の意見でもあるようですが、廃棄物の分別についてです。ある市では、ごみの有料化後、分別の徹底に取り組み、現在では全道一リサイクル率が高くなっており、個人当たりのごみの排出量は減少しました。結果として2つあった清掃工場を1つにすることができました。しかし、事業所からのごみの量は減りませんでした。これは、事業所のごみはまとめて回収され、トンとか立米いくらかで処理料金がかかるため、分別せずに一遍に出した方が安く抑えられるためでした。大型店が本当に分別して出しているのか、道では確認をしていますか。

以上、町内会、駐車場、廃棄物についての3点が気になった点です。

## ○議長

- ・ 今のお話の2つ目と3つ目についてはこの法律の範囲を超えてしまう部分もあると思います。事務局に今後頑張ってくださいと思いますが、特に廃棄物に関しては、分別等を大型店がどのように対応しているかがポイントであり、立地市町村を含めた問題だと思います。この部分に関しては、是非、局長はじめ、事務局にお任せしたいと思います。
- ・ 駐車場に関しては、D委員のおっしゃる通りだと思います。事務局も聞いていますので、今後のフォローアップについてお願いしたいと思います。
- ・ 1番目の町内会に関しては、貴重なお話だったと思います。もっと積極的に参加を呼びかけるべきとのことだったと思います。手間はかかると思いますが、立地市町村はもとより北海道全体に活気がつくような取り組みだと思います。ただし、相手（大型店）をその気にさせなくてはなりませんので、まさに行政の腕の見せ所だと思います。
- ・ 以上の3件について、皆さんと共有したいと思います。ありがとうございました。

## ○B委員

- ・ 駐車場についてですが、指針の基準を満たさず、独自の算定基準や既存類似店の実績値などを用いて算出している届出が見受けられますが、全く同じ立地ではなく、周囲の交通状況や環境が違う中で

そのような算出方法が良いのか疑問に感じます。先ほどD委員からあったとおり、開店後の確認は必要だと思います。

- ・ もう一点、資料の当部会で配慮を求めた内容について、ある市では、スーパーやドラッグストアが地域のイベントや学校行事へ参加するケースが見られます。このような配慮を求める要望を出していることは一定の効果があると感じています。
- ・ もう一点、「B店」に関してですが、先ほどもあった通り、狭い敷地に駐車台数を確保しようとすると、やはり窮屈になってしまい、この案件では歩行者の通路が狭く、特に積雪時は危険だと判断されたため、要望として出しています。

また、出入口について、住宅地ですので歩道も広くなく、できれば左折入庫が望ましいと思いますが、右折可能な計画もありますので、できる限りの安全対策をほぼすべての店舗に要望しています。

#### ○A委員

- ・ 当部会でも意見が出るのは皆さんと同様で、交通については、バス停や近隣の学校への配慮や、駐車台数が基準を下回るケースの対応が多いです。また、騒音が基準を満たさないケースや廃棄物についての意見が多い印象です。意見が出て、納得できる場合もありますが、ぼんやりと終わってしまう場合もありますので、今後、対応を工夫していく必要があると思います。

#### ○議長

- ・ 活発な御発言ありがとうございました。情報共有ができたと思います。意見等もありましたが、事務局から何かございますか。

#### ○地域商業担当課長

- ・ 町内会活動につきましては、大規模小売店舗立地法とは別の話ですが、北海道では「北海道地域商業の活性化に関する条例」を制定しています。その中で、大型店をはじめ、地域商業に関わる事業者の皆さんに地域貢献活動をお願いしているところです。

強制力はないのですが、地域のまちづくりの担い手として、町内会活動等の地域活動や、地域の防犯、安全安心に協力を求めています。

お話をお聞きし、これらの周知を改めて図っていきたいと考えたところです。

- ・ 駐車場については、指針でも、スーパーとホームセンター、家具店等、業態によって必要となる台数に違いがあり、国でも必ずしも指針の台数を確保する必要がないとしています。委員御指摘のとおり、たとえ同じ業態であっても、周囲の環境や人口、交通状況によっては違いがあると思いますので、今後の対応について工夫していかなくてはいけないと思いました。
- ・ 各届出については、事前に警察や担当部局、関係市町村との協議を行ったうえで届出があるのですが、D委員がおっしゃったとおり、事後についてはなかなか確認できていない部分がありますので、今後の対応について預からせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○議長

- ・ ありがとうございます。既に町内会活動等のお願いをしているのであれば、なぜ行われていないのか疑問です。強制力がなくとも、交渉次第では効果があると思います。行政の皆さんが力を発揮する部分だと思いますので、よろしく願いいたします。
- ・ 次に、議題の(3)「北海道大規模小売店舗立地審議会部会の審議等に関する情報・意見交換」についてですが、F委員より御提案のありました、「騒音対策に関する検討」、「交通対策に関する検討」について、その背景や問題点、部会での審議状況などについて御説明願います。  
それでは、F委員、御説明をお願いします。

#### ○F委員

- ・ まずは、昨年度に引き続き、意見交換で取り上げていただき、光栄に思います。ありがとうございます。  
内容につきまして御説明いたします。当部会では、ここに提案した騒音と交通に関する部分が活発に議論されています。
- ・ 騒音について、敷地境界では基準を満たさず、直近住居壁際では満足するというのは釈然とせず、何らかの対策を求めざるべきではないかと、当部会の委員からも疑問の声があります。  
民家と隣接している場合や、間に道路を挟んでいる場合等、様々なケースがあると思います。特に、民家が隣接地の場合は、今の指針では仕方ない部分があるのかもしれませんが、納得できないとの委員の声も多い状況です。各部会ではどのような議論があるのか、何か良い解釈があるのかをお聞きしたいと思います。
- ・ 交通対策については、交通協議の中で公安委員会より右折入出庫の禁止などの指導があり、その通りにする旨の記載が見受けられますが、禁止したところで法で縛られているわけでもなく、単なるお願いであるため、必ずしも守られるわけではないと思います。また、住宅街を抜け道にすることもありますが、こういったことを加味しない届出で、本当に良いのか疑問に感じています。入出庫方法や来店、退店ルートも含めて、運転者心理を考慮し、もう少し深掘りはできないものでしょうか。
- ・ 昨年度の案件「C店」で、部会事務局が届出内容では不足と判断し、事業者に対し、交通シミュレーションを追加で要求したケースがありました。この対応にとっても感動しました。届出をただ受けるのではなく、部会事務局の判断により、円滑で活発な審議会になったと感謝しています。この場で御報告させていただきます。長くなりましたが、皆さんから御意見、アドバイスをいただければと意見を提出いたしました。

#### ○議長

- ・ 2つの事項がありますが、まずは、「騒音対策に関する検討」に関して、皆さんに御意見を伺いたいと思います。

#### ○E委員

- ・ F委員、情報提供ありがとうございました。審議する側からすると理解できる内容だと思いますし、当部会でもこのような案件はありましたが、議論にはなりませんでした。直近住居壁際で基準を満たすという考え方で委員の皆さんも納得されていたと思います。

個人的な見解ですが、出店する側に立つと、当然、敷地境界で基準を満たすことが望ましいですが、なかなか難しいケースは考えられると思います。

敷地境界で基準値を超えたからと言って、必ず防音壁を設置するという訳にもいきませんし、過度な負担を要求してしまうことになると思います。過去に、壁際でも超過するときに防音壁設置を求めた例はありましたが、あまり過度に負担を求めるべきでないと思います。直近住居壁際で基準値を満たせば、やむを得ないと思います。

#### ○D委員

- ・ おそらく、騒音が問題となる際は苦情が寄せられると思います。ある市の場合ですが、市に寄せられる苦情は年々減っております。一昨年の実績で、苦情が32件、このうち騒音に関するものが14件でした。主に、工事現場の騒音や近所のトラブル等での苦情であり、大型店によるものはありませんでした。

また、予測では届出にあるような数値になるのですが、実際にはどうなのかという疑問もありますし、最近の住宅は保温性能とともに、防音性能も高まっていることもあります。

最近では、地域の店舗が閉店してしまう不安を持つ住民が多く、むしろ出店は歓迎される傾向があると思いますので、大型店の出店による騒音トラブルというものは、私の経験では聞いたことがありません。

#### ○C委員

- ・ 当部会では騒音に関する事項で問題になったことはありません。大型店の場合、騒音の原因の多くは空調室外機なのですが、設置者側も全国展開している事業者などが多いこともあり、低騒音型の機材を使用するなど、届出の段階で配慮をされている場合が多いです。
- ・ もう一点、個人的な意見なのですが、防音壁について、設置する場合は慎重に検討しなくてはならないと思います。防音壁は設置することで、日差しを遮る等の周囲の居住環境を悪化させることが考えられます。

また、景観の問題もありますので、行政等を含め協議、調査が必要であり、安易に設置はすべきでないものだと思います。単に防音だけでなく二次的、三次的影響も考慮する必要があると思います。

#### ○議長

- ・ 基準を超えれば安易に防音壁を考えがちですが、地震等での倒壊など強度の問題もあると思います。貴重な御意見ありがとうございました。

#### ○B委員

- ・ 当部会でも直近住居壁際や、階数等の条件付きで基準値を満たすケースがあります。部会事務局を通して設置者に確認していただきますが、釈然としない場合もあります。

資料にある昨年度の事例の「D店」について、近隣に住居がある新興住宅地内の店舗で、今は空き地が多い地域ですが、今後住宅が増えていく地域であり、設置者もそれを見込んで出店していますので、今後、住宅が増えた際に苦情等が寄せられた場合は対応を行うよう、要望を出しています。

近隣に高規格道路が延伸することも想定されており、その状況によっては配慮すべき事項が変化す



る懸念が委員から出されました。部会事務局を通じて各所に確認しましたが、延伸については不明であるとのことで、本来であれば将来を含めたシミュレーションが必要だと思いますが、やむを得ず現状での対策で納得せざるを得ませんでした。

国や道、市でもっと情報を共有していただけたら、道路の延伸等の状況も把握できると思います。

#### ○A委員

- ・ 指針を尊重して審議する立場だと思っていますが、指針を満たさない届出が多くなっており、何を基準に判断すべきか迷う部分があります。今の指針に限界が来ているのではないのでしょうか。ただし、すぐに指針を見直すことは難しいとも思いますし、今の指針の中で判断していくしかないのであれば、直近住居壁際のような条件がついた案件については、事後に確認、報告をしていただきたいと思います。そうしなければ、指針との整合性が取れなくなってしまうと思います。事業者にも指針を満たさないことは大変なことだという意識づくりが必要だと思います。

#### ○議長

- ・ 組織は縦割りとなってしまう面もあると思いますが、今後解決していかなくてはいけない課題なのだと思います。

関連して、東京都のある地域の状況なのですが、その地域は町工場が多く、古くからものづくりが盛んで、高い技術力を誇る町工場が数多く立地している地域なのですが、近年、周囲に住宅が増加し、騒音のトラブルが増え、工場を移転せざるを得ない状況があるそうです。

- ・ 我々の審議会、部会は大型店が立地する時点でどうかを判断するものです。しかし、委員の皆さんは将来を含めた社会全体を見て判断されていると思います。この相違をどう調整するかが行政の皆さんの役割なのだと思います。
- ・ 次に交通に関しての御意見ですが、誘導や規制をしても実際にはどうなっているのか。難しい問題だと思います。交通というのはいくら守らせようとしても、係員の指示に従わない等、困った運転者は多いように感じますので、設置者側も大変だろうと思います。最終的にどう調整していくかがポイントだと思います。

F委員、改めて御意見等がありますか。

#### ○F委員

- ・ 運転者心理、会長がおっしゃるように、誘導員の指示に従わない等、現実を踏まえた届出書で審議をしたいというのが当部会の委員の皆さんの思いであり、理想の状況の届出書で審議をしてよいものなのか迷うところです。運転者心理を考慮し、例えば、ルートについては、抜け道で生活道路を通ることを想定したり、右折入庫禁止としたりしても数パーセントは右折をするだろう等の実態を想定した届出にしてもらいたいという思いです。

#### ○E委員

- ・ F委員の意図は理解できますが、全ての想定される事象を調査し、資料にするということは難しいと思います。たとえ全てを想定しても、想定外のケースが出てくる可能性もあります。

入庫については、無理な入庫方法であると周辺の交通に渋滞等の悪影響を与えることがあると思

ますが、出庫に関しては、敷地内での滞留が起こる程度であり、周辺の交通に与える影響は少ないと思いますので、問題にならないのではないかと思います。出庫してからのルートについては、それぞれの個人によるので追跡は難しいと考えます。

#### ○D委員

- ・ まず、先ほどの縦割りの話なのですが、部会で質問があれば、事務局が担当の部署、部局に聞き取り、報告すべきだと思います。担当ではないからわからないとはならないと思います。もし、縦割りだからわからないという事があるなら組織としておかしいと思います。
- ・ 交通の意見について、あまりこういった経験はありません。生活道路に入ること等を想定すべきとありますが、生活道路に入っていくという事は考えにくいと思います。生活道路は狭く、一時停止などで走りにくく作られており、少し走ると幹線道路に抜けるように設計されていますので、問題はないかと思います。

右左折については、当部会で、幅の狭い道路に出入口を設置する案件がありました。この案件では、道路を拓げる等、行政の指導が行き届いていないとの感想を持ちました。

#### ○C委員

- ・ 当部会の案件で、警察が右折入庫を認めたという事例がありました。私は、数年前まで東京にいたのですが、東京では入庫は左折が原則でしたので、警察が右折入庫を認めたことに驚きました。この店舗は開店後、部会事務局が確認したところ、右折入庫で問題は起きていないとのことでした。開店当時は混雑したものの、そこまでの交通量がないとの報告でした。

交通対策全体に関して、店舗の立地とその周辺交通はあまりにも多様だと思います。指針等で基準を定めることは難しく、それぞれの部会でケースを積み上げ知見を得ることで、その案件ごとに委員の先生が判断すべきことだと思います。

#### ○B委員

- ・ 右折入出庫については、私も関東にいましたので、右折で入庫することに驚きましたが、地域の特徴とも言えるのだと思いますし、景観上の理由で街路樹のある道路や、歩道の幅など様々な条件がありますので、一概に右折入出庫が悪いとは言えないと思います。
- ・ もう一点、審議の中で、出入口を変更すべきとの意見があっても、審議の時点で既に着工しているため、変更は難しく、安全上の対策を求める程度になってしまうことがあります。ソフト的な対策だけでなく、ハード的な対策についても意見がある場合があるので、手続的な部分で仕方ないかもしれませんが、審議会の時期がもう少し早くできればよいと思います。

#### ○A委員

- ・ 難しい問題だと思います。誘導が守られない可能性は高いと思いますので、F委員の御意見は安全面から重要なことだと思います。誘導を運転者に徹底させるという事は難しい問題であり、事業者に対し誘導の徹底を要請する程度の対策くらいであり、実効性があるものと思えません。良い対策を考える必要があると思います。

## ○議長

- ・ 意見交換を受けて、事務局から補足説明等をお願いいたします。

## ○事務局

- ・ まず、騒音対策について補足説明をさせていただきます。指針では、夜間騒音の最大値の評価の「予測地点」は、原則、大規模小売店舗の敷地の境界線とするが、敷地境界線で指針の基準値を超えることのみをもって、直ちに意見の対象にすることや、厳格に基準値以下とするよう設置者に求めることを想定していないとして、瞬間的に基準値を若干超える場合は、周辺住居との関係や基準を超える音の継続時間や回数も勘案した上で、住居等の屋外、住居壁際での予測・評価結果や店舗周辺の騒音の状況なども含めて総合的に判断した上で、具体的な対応策を決定することも可能としています。
- ・ また、遮音壁は住居等からの視界を制約し、住居等の風通しや日照に影響を及ぼす可能性もあることから、必要に応じ、近隣の住民等と調整した上で設置を検討することとしています。
- ・ 次に、過去の本審議会での議論についてです。平成 15 年度の本審議会で「指針の騒音基準を超える届出の対応」を審議した結果、「夜間の騒音レベルの最大値の予測値が、騒音規制法の規制基準を超えている届出の対応については、基本的に意見を述べる。ただし、届出者が可能な限り配慮を行っても、夜間の規制基準値を超える届出については、周辺の住居等の状況により個々に判断する。」としています。

なお、平成 20 年度の本審議会において、今回と同様の内容をご質問いただき、平成 15 年度本審議の審議結果を報告し、了解を得ています。

- ・ 次に、各部会での審議状況ですが、立地法施行から現在までに、夜間騒音に関して知事意見を述べた事例は 9 件あり、いずれも住居壁際での予測値が基準値を超過しているケースでした。

意見通知後の設置者の対応策は、夜間の駐車場の一部利用規制や夜間の出入口の一部閉鎖等となっています。

また、平成 30 年度に各部会で審議した新設届出 22 件のうち、16 件が敷地境界線で基準値を超過し、直近住居壁際では基準値を満たす案件となっており、知事意見はなしとしています。

基本は「敷地境界線」ですが、個々の審議では店舗の隣接地の状況を勘案し、「直近住居壁際」の評価結果を考慮した上で審議しているケースが多いものと認識しています。

なお、平成 30 年度の審議においては、駐車場と住居が隣接している届出について、住居壁際では規制基準値を下回るものの、配慮を求める局長名通知をしている例もあります。

- ・ 参考に、他県の事例としましては、住居壁際においても指針値を超える騒音に関して、設置者が自発的に住民の了解を得た例や、道路騒音を測定し、店舗の騒音が道路騒音以下であることを説明したことにより、知事意見をなしとした事例があります。
- ・ 続いて、交通対策について、補足説明をさせていただきます。指針では、設置者が案内経路を設定する際は、混雑の発生を小さくする、住宅地の生活道路や学校等への登下校ルート、狭隘な道路を回避する、左折入出庫を原則とする、やむを得ず右折を設定する場合は、右折待ち渋滞等が発生しないようにするといった配慮が求められています。
- ・ また、案内表示の設置や交通整理員の配置、掲示板、ビラ等を用いての混雑時間帯や経路等に関する情報提供なども求められています。

- ・ なお、出庫については、駐車場から出庫する来客の自動車が周辺道路の交通に大きな影響を及ぼすと予想される場合は、経路を設定するとされています。
- ・ 各部会での審議状況につきましては、設置者が道路管理者や警察等と事前協議を行った上で経路を設定していることもあり、これまで経路について意見を通知した例はありませんが、平成26年度の案件で、設置者が設定した経路以外からの入出庫が懸念されたため、振興局課長名で、導線経路案内図の掲示や駐車場内における経路表示などの対応を求めた例があります。
- ・ 参考に、他県の事例としましては、「交通混雑が予想されるため、これに対する有効な対策を新たに講ずること」とした事例もあります。
- ・ 補足説明は以上です。

#### ○議長

- ・ ありがとうございます。今の説明について何かありますか。  
我々の審議会・部会は国の指針を勘案し、審議を行うために道が設置しているものですが、最後はすべて「国の指針では」となると調整が足りないのではと思ってしまいます。
- ・ 私の部会の審議でも言わせていただくこともありますが、道庁の担当の方々には、騒音の基準値を尊重するような対応策を設置者としっかりと調整いただき、各部会ではそれを踏まえた上で、店舗の周辺環境も勘案し審議いただければと思います。  
事前の調整や情報の共有ができていない案件は、問題がないように感じます。そのあたりがうまくいっていない案件は、結果的にもうまくいきませんし、部会審議でも釈然としない思いが出てきてしまっているのだと思います。この部分については、委員と行政とが一緒になって解決していくことができる範囲だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- ・ 本日出された意見につきましては、今後の各部会での審議の参考にしてください。
- ・ 最後に「その他」となっていますが、何か発言ある方はいらっしゃいますか。

#### ○D委員

- ・ 会長もおっしゃった通り、最後は「国の指針」となってしまうとどかしい部分があります。指針の見直しはできないものなののでしょうか。東京と北海道では状況が違うと思います。国に対し北海道の状況は違うという場面はあると思います。是非、北海道に合った指針となるようにしていただきたい。

#### ○議長

- ・ 指針の見直しについては他の委員からもありましたので、事務局にお任せしたいと思います。良いタイミングがあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- ・ 他に何かありますか。事務局から何かありますか。

(特になし)

- ・ それでは、このあたりで議事を終了したいと思います。  
進行を事務局にお返しします。御協力にお礼申し上げます。ありがとうございます。

○地域商業担当課長

- ・ 大平会長、ありがとうございました。おわりに、鳴海地域経済局長から、お礼の御挨拶を申し上げます。

○地域経済局長

- ・ 大平会長はじめ、委員の皆様、御熱心な議論ありがとうございました。  
皆様が各地域において真剣に審議いただいていることがひしひしと感じられました。
- ・ 今回、いくつか宿題をいただいたと考えております。特に、行政の縦割りというところでは、地域商業に関しては様々なセクションが連携して取り組んでおります。もとより、各振興局についても関係各所と連携して対応しているものと考えておりますが、これを機にこのような連携をさらに深めていきたいと考えております。
- ・ また、指針の範囲を超える部分については、「北海道地域商業の活性化に関する条例」に基づき「地域貢献活動指針」を設けておりますので、強制力はないのですが、地域貢献に関する取組みをより促していきたいと考えております。
- ・ 本日いただきました御意見等を、今後の審議会運営などに活かして参りたいと存じます。  
委員の皆様におかれましては、今回の議論を今後の部会に生かしていただき、大店立地法の適正な運用に引き続き御協力いただけますよう重ねてお願い申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。
- ・ 本日は、誠にありがとうございました。

○地域商業担当課長

- ・ それでは、これもちまして、令和元年度第1回大規模小売店舗立地審議会を終了します。  
本日は御多忙のところ、御出席いただき、ありがとうございました。

(以上)